

附表 宜蘭縣政府處理違反租賃住宅市場發展及管理條例事件統一裁罰基準表

(罰鍰金額單位:新臺幣)

項次	違規事件	違反法條	裁罰依據	裁罰對象	法定罰鍰額度及限期改正處分	裁罰次數	裁罰金額
1	非租賃住宅服務業而經營代管業務或包租業務者。	第 36 條	第 36 條	公司負責人、商業負責人、有限合夥負責人或行為人	一、禁止其營業。 二、處 4 萬元以上 20 萬元以下罰鍰。 三、限期改正；屆期未改正者，按次處罰；情節重大者並得勒令歇業。	第 1 次	4 萬元
						第 2 次	8 萬元
						第 3 次	12 萬元
						第 4 次	16 萬元
						第 5 次以上	20 萬元
2	廣告內容與事實不符。	第 13 條第 1 項	第 37 條第 1 款	租賃住宅服務業	一、處 1 萬元以上 5 萬元以下罰鍰。 二、限期改正；屆期未改正者，按次處罰。	第 1 次	1 萬元
3	廣告未註明租賃住宅服務業者名稱。	第 13 條第 4 項	第 37 條第 1 款				
4	分設營業處所未申領登記證即開始營業。	第 19 條第 3 項	第 37 條第 2 款			第 2 次	2 萬元
5	未於期限內補足營業保證金。	第 22 條第 5 項	第 37 條第 3 款			第 3 次	3 萬元
6	僱用未具備租賃住宅管理人員資格者從事業務。	第 25 條第 1 項	第 37 條第 4 款				
7	未簽訂委託管理租賃住宅契約書即執行業務。	第 28 條第 1 項	第 37 條第 5 款			第 4 次	4 萬元
8	未經出租人同意轉租並簽訂租賃契約書即刊登廣告或執行業務。	第 29 條第 1 項	第 37 條第 6 款			第 5 次以上	5 萬元

9	租賃住宅轉租案件，未依限申報登錄資訊、申報登錄租金或面積資訊不實。	第 34 條第 2 項	第 38 條之 2 第 1 項				
10	規避、妨礙或拒絕主管機關檢查業務。	第 35 條	第 37 條第 7 款				
11	委託他代管業執行租賃住宅管理業務。	第 28 條第 2 項	第 38 條第 1 款	租賃住宅服務業	一、處 6 千元以上 3 萬元以下罰鍰。 二、限期改正；屆期未改正者，按次處罰。	第 1 次	6 千元
12	與次承租人簽訂租賃契約書時未提供住宅租賃標的現況確認書，或出租人同意轉租之文件，或未於租賃契約書載明其與出租人之住宅租賃標的範圍、租賃期間及得提前終止租賃契約之事由。	第 29 條第 2 項	第 38 條第 2 款			第 2 次	1 萬 2 千元
13	未於期限內通知次承租人終止轉租契約、無正當理由未協調返還租賃住宅、無正當理由未執行屋況或附屬設備點交事務、未退還預收租金或押金。	第 30 條第 1 項	第 38 條第 3 款			第 3 次	1 萬 8 千元
14	未指派專任租賃住宅管理人員簽章。	第 32 條第 1 項	第 38 條第 4 款			第 4 次	2 萬 4 千元
15	未於期限內提供相關資訊或提供不實資訊予直轄市、縣（市）主管機關。	第 34 條第 1 項	第 38 條第 5 款			第 5 次以上	3 萬元

16	未於期限內申請變更許可。	第 21 條第 1 項	第 39 條第 1 項第 1 款及第 2 項	租賃住宅服務業	一、限期改正；屆期未改正者，處 6 千元以上 3 萬元以下罰鍰。 二、經處罰並限期改正而屆期未改正者，按次處罰。	第 1 次	6 千元
17	未於期限內申請變更登記。	第 21 條第 2 項	第 39 條第 1 項第 2 款及第 2 項			第 2 次	1 萬 2 千元
18	租賃住宅管理人員異動未於期限內報請備查。	第 21 條第 3 項	第 39 條第 1 項第 3 款及第 2 項			第 3 次	1 萬 8 千元
19	未置專任租賃住宅管理人員。	第 25 條第 2 項	第 39 條第 1 項第 4 款及第 2 項			第 4 次	2 萬 4 千元
20	所屬專任租賃住宅管理人員同時受僱於二家以上之租賃住宅服務業。	第 25 條第 3 項	第 39 條第 1 項第 5 款及第 2 項			第 5 次以上	3 萬元
21	簽訂租賃契約書後未於期限內將轉租資訊以書面通知出租人。	第 29 條第 3 項	第 39 條第 1 項第 6 款及第 2 項			第 1 次	3 萬元
22	未於營業處所明顯之處及其網站揭示相關文件資訊。	第 33 條第 1 項	第 39 條第 1 項第 7 款及第 2 項				
23	租賃住宅轉租案件，申報登錄租金、面積以外資訊不實。	第 34 條第 2 項	第 38 條之 2 第 2 項				
24	住宅包租契約，違反中央	第 5 條第 2 項	第 38 條之 1	租賃住宅服務業	一、限期改正；屆期未改正者，處 3 萬	第 1 次	3 萬元

